

## 今後の介護人材養成の在り方について（骨子案）

（注）本日御議論いただいている論点は記載していない。

## I はじめに

## II 介護人材を取り巻く状況

- 平成 20（2008）年の介護職員は約 128 万人。団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37（2025）年には約 212～255 万人の介護職員が必要となる見込み。  
また、介護分野で働く介護福祉士については、平成 20 年は約 40.6 万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は 31.7%）。ここ数年は、年 4～5 万人程度増加。
- なお、介護分野以外で働く介護福祉士や、資格を持ちながらも就業していない介護福祉士もあり、介護福祉士全体の登録者数は、平成 21（2009）年度で約 81.1 万人。ここ数年は、年 8～9 万人程度増加。
- 一方で、人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通し。平成 20 年の労働力人口は約 6,600 万人であったが、平成 37 年には約 5,800～6,300 万人になるものと推計される。
- 近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成 18（2006）年度から 20 年度にかけて有効求人倍率が急上昇したが、その後は経済情勢の変化により大幅に低下。（平成 18 年度：1.74 倍→平成 20 年度：2.20 倍→平成 21 年度：1.33 倍）  
しかしながら、中長期的には上記のような需給状況から、人材難の傾向が続くと考えられ、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要。
- 介護職員に占める介護福祉士の割合の目安（資料 3 参照）

## III 介護人材の養成体系について

## 1 基本的考え方

- 上記のとおり、平成 37 年には約 212～255 万人の介護職員が必要になるため、今後、毎年 5～7 万人程度の介護職員を確保していくことが必要。  
労働力人口が今後とも減少していく中で、介護職員を安定的に確保していくためには、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようなキャリアパスを整備していくことが重要。
- 具体的には、多様な経歴の人々が介護の仕事へ参入できるよう間口を維持しつつ、

段階的な技能形成とキャリアアップを可能にすることで、量の確保と資質の向上が両立できるような養成体系を整備することが必要。

- ・ 併せて、キャリア形成に応じた適切な評価がなされるよう、報酬面での担保をしていくことが必要。

## 2 キャリアパスの全体像

- ・ 介護分野には、現在、ホームヘルパー（1級・2級）、介護職員基礎研修、介護福祉士など、様々な研修・資格が存在。
- ・ また、ホームヘルパーは主として訪問介護等の在宅サービスを念頭に置いた研修、介護職員基礎研修と介護福祉士は在宅・施設を問わず介護職として必要な知識・技術の修得を図る研修・資格であり、それぞれの研修・資格が十分に連動した関係とはなっていない。
- ・ さらに、介護福祉士資格取得後のキャリアパスについては、現在のところ、十分な仕組みがない。
- ・ そこで、介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものとするとともに、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようにするため、今後は、以下のように整理していくことを基本とする。
- ・ ただし、例えば、介護職への入職段階から直接介護福祉士資格取得段階に至るのではなく、知識・技術の修得や現場での能力評価等により、段階的にステップアップしていくことも考えられる。

### ① 介護職への入職段階

- ・ この段階で求められるのは、在宅・施設を問わず、職場の上司の指示等を受けながら基本的な介護業務を実践する能力。
- ・ 介護現場で働く上で必要となる基本的知識・技術を、言わば「初任者研修」を通じて修得することが必要。

### ② 一定の実務経験後（実務3年以上）～ 介護福祉士資格取得段階

- ・ この段階で求められるのは、利用者の状態像に応じた系統的・計画的な介護や医療職との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践する能力。
- ・ 介護福祉士資格の取得者に期待される能力。

### ③ 介護福祉士資格取得後更に一定の実務経験後

- ・ この段階で求められるのは、養成課程で修得した知識・技術を、実務経験を通じて確固たるものとした上で、それを十全に活用し、多様な生活障害を持つ利用者に質の高い介護を実践するとともに、介護チームの中で、介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善していく能力。

- ・ 認定介護福祉士（仮称）のスキームを通じて修得することが望まれる。

### 3 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方

- ① 訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）、介護職員基礎研修、実務者研修（仮称）（6ヶ月研修）の関係
  - ・ 現在のホームヘルパー2級相当の研修を、言わば「初任者研修」と位置付け。
  - ・ 研修内容については、・・・
  - ・ 介護職員基礎研修については、・・・（資料2参照）
- ② 実務者研修（6ヶ月研修）の見直し
  - ・ 認知症高齢者の増加、「措置」から「契約」への変更（介護保険制度や障害者自立支援法の施行）、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であり、平成19年の法律改正により、介護福祉士試験を受験する実務経験者に対して、実務者研修（6ヶ月研修）の受講が義務付けられた。
  - ・ 一方、介護分野における人材不足問題が顕在化する中で、実務者研修（6ヶ月研修）の在り方についても様々な意見が出されてきた。
  - ・ 研修時間（資料2参照）
  - ・ 現在、介護福祉士による医療的ケアについて検討が行われており、その実施に向けて教育内容を検討していく必要があること、介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方を抜本的に見直し、その具体化を図っていく必要があること、研修受講に当たり十分な研修受講策を講じる必要があること、実務者研修（6ヶ月研修）についての十分な広報をし、現場の理解を得る必要があること等を総合的に勘案すると、施行に際し一定の準備期間を要する。
  - ・ そのため、実務経験者に係る介護福祉士試験の受験要件としての実務者研修（6ヶ月研修）の修了義務化の施行時期を3年間延期し、平成27（2015）年度とすることが適当（平成28（2016）年1月実施予定の試験から適用）。
  - ・ なお、実務経験者が働きながらでも無理なく研修を受講できるよう、実務者研修（6ヶ月研修）自体はできるだけ速やかに実施されることが望ましい。
  - ・ 実務者研修（6ヶ月研修）は、数年間かけて少しずつ研修を修了すればよく、通信教育を積極的に活用することを想定した制度。
  - ・ また、身近な地域で研修受講できる環境の整備、介護職員が過去に受講した研修の評価、研修受講費用の支援、スクーリング期間中の人員確保に対する支援など、様々な受講支援策を講じていくことが必要。
  - ・ これらの内容について、介護職員や事業者等に対する積極的な情報発信に努め

ることが必要。

#### 4 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方

- ・ 上記のとおり、介護福祉士資格取得後のキャリアパスについては、現在のところ十分な仕組みがないため、資格取得後の展望を持てるようにするためにも、その後のステップアップの仕組みを作っていくことが必要。
- ・ 具体的には、介護福祉士資格取得後一定の実務経験を経て、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の介護職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を職能団体が主役となって認定する仕組み（認定介護福祉士（仮称））を設けていくことが適当。
- ・ その上で、認定介護福祉士（仮称）の運用状況や、介護・福祉分野における研究成果等を踏まえて、特定分野により深化した専門的知識・技術を持つ介護福祉士の養成等の在り方を検討していくことが適当。
- ・ 認定介護福祉士（仮称）の具体化に向けた検討は、介護福祉士の職能団体が主役となっていくことが望まれる。その際、検討段階から関係団体や学識経験者の参画を求めること、現場の介護福祉士や事業者等の意見も十分に聞くことで、制度が現場で機能する仕組みにすることが必要。
- ・ なお、職能団体加入者だけではなく、すべての介護福祉士を対象とすることを前提とした検討をしていくべきことは当然。
- ・ 利用者のQOLを向上させる質の高い介護サービスを提供できる、医療職との連携を進めていく上でのキーパーソンとなる、指導力を発揮してチームケアの質を改善していくことができるなど、認定介護福祉士（仮称）ができることを、国民に分かりやすい形で明確に示していくことが必要。
- ・ 処遇面でも、一段高い評価をされるような仕組みを検討していくべき。
- ・ 福祉人材確保指針などに位置付けていくことも検討していくべき。
- ・ 研修内容については不断の見直しが必要。
- ・ 「認定」を更新制とすることについても検討していくべき。

#### IV 関係者への丁寧な説明

- ・ 介護人材の養成体系の全体像や、継続的な研修の必要性・目的・内容、研修を受講しやすい環境を整備するための様々な取組について、現場職員や事業者に分かりやすい言葉で伝えていくとともに、国民に支援されるようなものとする必要がある。

#### V 養成施設卒業者に対する国家試験の義務付け

- ・ 平成19年の法律改正は、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取

得方法を統一化するというもの。

- ・ また、今後、介護福祉士の養成カリキュラムに医療的ケアの内容を追加することになるため、養成施設における教育内容や試験内容について、一定の検討が必要。
- ・ このような点を勘案すると、実務者研修（6ヶ月研修）の施行時期を平成27年度に延期することに併せて、介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けについても、平成27年度まで延期することが適当（平成28年1月実施予定の試験から適用）。

## VI おわりに